

写

3東監発第41号
令和4年3月1日

東村山市長 渡部 尚 様
東村山市議会議長 土方 桂 様
多摩湖ふれあいセンター市民協議会会長 宮村 幸次郎 様
恩多ふれあいセンター市民協議会会長 橋本 政紘 様
栄町ふれあいセンター市民協議会会長 岩瀬 勇吉 様
久米川ふれあいセンター市民協議会会長 町田 浩 様
秋水園ふれあいセンター市民協議会会長 市川 忠文 様

東村山市監査委員 赤 木 盛 一
東村山市監査委員 土 田 士 朗
東村山市監査委員 駒 崎 高 行

指定管理者監査の結果報告について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した監査について、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり報告します。

指摘事項については、措置を講じたうえ再発防止のため、定期的な打ち合わせ等において周知し、事務統一を行うよう願います。また、措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知願います。

指定管理者の監査結果報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査

第2 監査の対象

公の施設	多摩湖ふれあいセンター 恩多ふれあいセンター 栄町ふれあいセンター 久米川ふれあいセンター 秋水園ふれあいセンター
指定管理者	多摩湖ふれあいセンター市民協議会 恩多ふれあいセンター市民協議会 栄町ふれあいセンター市民協議会 久米川ふれあいセンター市民協議会 秋水園ふれあいセンター市民協議会
担当所管課	市民部市民協働課 環境資源循環部廃棄物総務課
監査の範囲	令和2年度及び令和3年4月1日から11月30日までに執行された公の施設の管理、会計処理等に関する事務

第3 監査の着眼点

「指定管理者」

- (1) 指定管理が関係法令の定めるところにより適正に管理されているか
- (2) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか
- (3) 施設の運営に係る収支会計経理は適正に行われているか
- (4) 施設の運営に係る出納関係帳簿の整備、保存は適切にされているか
- (5) 利用促進のための努力はなされているか

「担当所管課」

- (1) 指定管理者制度を導入した目的、趣旨は達成されているか
- (2) 指定管理者の指定及び管理に関する協定等の締結は関係法令等に基づき行われているか
- (3) 利用料金を定める場合、利用料金は合理的なものになっているか、その承認手続きは適正に行われているか
- (4) 業務履行確認は事業報告書により適切に行われているか
- (5) 指定管理者に対する指導監督は適切になされているか

第4 監査の主な実施内容

東村山市監査基準に基づき、対象所管課から関係資料、証拠書類の提出を求めるとともに書面及び実査を行い、必要に応じ関係職員の説明を聴取し監査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

期間：令和3年12月1日から令和4年2月25日まで

実施内容	実施場所	日 程
実 査	対象所管課	令和4年1月12日、13日
説明聴取	監 査 室	令和4年2月10日
講 評	監 査 室	令和4年2月25日

第6 監査の結果

概ね適正に処理されていると認められたが、一部検討を要する項目が見受けられたので意見・要望事項を含め以下の通り記述する。

1 指摘事項

(1) 複写機・印刷機使用料の徴収について（多摩湖）

複写機・印刷機使用料の徴収について、少額ではあったが誤りがあった。今後は、確認を十分に行う体制を構築されたい。

(2) 施設利用料の徴収漏れ及び印刷機使用申請書の内容確認について（久米川）

施設利用料の徴収漏れ及び印刷機使用料の計算誤りがあった。また、印刷機使用申請書の補記がなされておらず、記載内容と領収金額との突合ができないものが多数見受けられた。アイドリング欄を設けるなど事務の流れを見直され、確認体制を構築されたい。

(3) 事業計画書の市への提出について（秋水園）

毎年度開始前に市への提出が必要な翌年度の事業計画書について、令和2年度分及び令和3年度分については、期限内に提出なされていなかった。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い、提出が4月になったとのことであるが、同センター以外のふれあいセンター4館については、期限内に提出がなされている。今後は市との連携をより密にし、令和4年度分以降の提出は期限内になされるよう、改善されたい。

(4) 印刷機使用料の徴収について (秋水園)

印刷機使用料の徴収について、徴収額の誤りが見受けられた。担当者による確認漏れが原因であることから、再発防止策について検討され、適切に徴収されたい。

(5) 指定管理者への指導・監督について (担当所管課)

上記のとおり、改善を要する事務処理が見受けられたことから、改善について指導され、今後は適切に業務がなされるよう監督されたい。

第7 指定管理者概要

1 公の施設の名称及び指定管理者の名称

公の施設の名称	指定管理者の名称
多摩湖ふれあいセンター	多摩湖ふれあいセンター市民協議会
恩多ふれあいセンター	恩多ふれあいセンター市民協議会
栄町ふれあいセンター	栄町ふれあいセンター市民協議会
久米川ふれあいセンター	久米川ふれあいセンター市民協議会
秋水園ふれあいセンター	秋水園ふれあいセンター市民協議会

2 指定の目的

地域的なコミュニティの醸成及び福祉の向上を図るため

3 指定管理業務

各ふれあいセンターの基本協定書に基づく

4 指定期間

平成28年4月1日～令和3年3月31日の5年間

令和3年4月1日～令和8年3月31日の5年間

5 指定管理料

(単位:円)

指定管理者の名称	指定管理料	
	令和2年度(決算額)	令和3年度(予算額)
多摩湖ふれあいセンター市民協議会	11,308,643	11,023,000
恩多ふれあいセンター市民協議会	9,884,331	9,777,000
栄町ふれあいセンター市民協議会	8,594,745	9,142,000
久米川ふれあいセンター市民協議会	8,500,520	9,442,000
秋水園ふれあいセンター市民協議会	10,404,390	9,230,000

6 収支の状況(令和2年度)

(単位:円)

指定管理者の名称	収入決算額	支出決算額	収支差額
多摩湖ふれあいセンター市民協議会	11,911,926	9,825,734	2,086,192
恩多ふれあいセンター市民協議会	11,062,329	10,915,539	146,790
栄町ふれあいセンター市民協議会	9,307,089	8,960,777	346,312
久米川ふれあいセンター市民協議会	9,079,575	8,003,137	1,076,438
秋水園ふれあいセンター市民協議会	11,094,121	9,346,754	1,747,367